

鳥取県告示第653号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月18日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社エスリンク	東伯郡北栄町 田井88-2	就労移行支援事業 所倉吉仕事塾	倉吉市海田東町431	就労移行支援	平成23年11月 15日